

会議の名称	総務委員会 協議会	開催月日・令和7年9月24日 開会時間・午前・午後01時30分 閉会時間・午前・午後02時14分
出席者	豊島保夫 近藤伸二 藤川貴雄 原一郎 南谷清司 佐藤健	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤國弘 副議長 安井智子	
傍聴者	花村 隆 後藤 徹 河崎 周平	
説明のために出席した者	國枝副市長 鷺野副市長 入江消防長 吉村市長室長 高橋総務部長 不破教育委員会事務局長 三輪健幸福祉部長 田中企画部長 園部市民部長 熊崎子育て・健幸担当部長 加藤生活環境部長 藤井建設部長 渡邊総合政策課長 西鳩総合政策課主幹 太田総務課長 酒井総務課長補佐 伊藤管財課長 入山庁舎管理担当課長 立松管財課長補佐 岩田職員課長 田島職員課長補佐 林財務課長 大杉財務課長補佐 高田子育て・健幸課長 赤嶺健幸担当課長 補佐 國井健幸担当課長 瀧谷環境事業課長 牧野福祉課長 田中福祉課長補佐 安田生活援護担当課長 上坂土木監理課長 佐藤保険年金課長 大野市民課長 稻葉施設担当課長 山田施設担当課長補佐 今井田消防総務課長 三輪救急指令課長 浅野救急指令課主幹 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	1 付託案件の審査 ・議第74号…令和7年度羽島市一般会計補正予算（第6号） ・議第57号… 羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について ・議第58号… 羽島市議会議員及び羽島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について ・議第59号… 羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について ・議第65号…	

	<p>岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について</p> <ul style="list-style-type: none">・議第 66 号… <p>岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について</p> <ul style="list-style-type: none">・議第 67 号… <p>岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について</p> <ul style="list-style-type: none">・議第 71 号…土地の取得について・議第 72 号…工事請負契約の締結について <p>2　その他</p>
--	--

【委員会開会＝午後 1 時 30 分】

豊島委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に付託された議案については、すでにお手元に配付したとおりです。すでに説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

その前に委員長からお願いをしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑答弁をお願いいたします。

また、執行部におかれましては、発言する前に挙手マイクを使用し、委員長の許可を得てから行うようにお願いをいたします。

最初に「議第 74 号 令和 7 年度羽島市一般会計補正予算(第 6 号)」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

藤川委員

議案書 11 ページ、財政調整基金積立金として 8 億 4,822 万 2,000 円が計上されておりますが、この積立を行うと、年度末の基金残高の見込みはいくらとなるでしょうか。

財務課長

当該基金の残高につきましては、令和 7 年度末で約 24 億 9,000 万円と見込んでおります。

藤川委員

同 13 ページ、分別収集対策事業につきまして、100 万円の寄附があったと説明を受けました。この 100 万円はどのように使うものでしょうか。

また、寄附者の意向についてもお聞かせください。

環境事業課長

この寄附金については、寄附者からのごみ対策に寄与する事業への活用とのご意向を受け、分別収集対策事業の財源に充てさせていただくものです。

具体的には、ごみ集積所への注意喚起物の作成、分別不良等警告ステッカーの作成、ごみ出しハンドブックの作成などを行う事業でございます。

豊島委員長

ほかに質疑のある方はございませんか。

[発言する者なし]

豊島委員長

質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。

	[発言する者なし]
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 74 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	[「異議なし」と発言する者あり]
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 74 号は原案のとおり可決することに決しました。ここで関係者以外の方は退席していただいて結構です。
	[執行部関係部署以外退席]
豊島委員長	次に議第 57 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
	[発言する者なし]
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	[発言する者なし]
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 57 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	[「異議なし」と発言する者あり]
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 57 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に議第 58 号を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
	[発言する者なし]
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	[発言する者なし]

豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 58 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と発言する者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 58 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 59 号を議題とします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
佐藤委員	<p>住登外者の事例の具体例と、いつから運用しているかをお尋ねいたします。</p>
総務課長	<p>まず前段といたしまして、今回の条例改正につきましては、地方公共団体システムの標準化に際し、デジタル庁から標準準拠システムに住登外者宛名番号管理機能を実装する場合における条例への規定の必要性が示されたことに伴うものでございます。そのため、現在市の事務において使用している住登外者宛名番号の取扱について、特段の変更を伴うものではありません。</p>
	<p>その上で、住登外者宛名番号を使用している事務の事例につきましては、税金の賦課事務、滞納整理事務、生活保護関連事務、保育関連事務等がございます。</p>
	<p>また、運用時期につきましては、住登外者という概念自体は、各地方公共団体が基幹システムを導入する以前よりございます。そのため、個人番号との関連がいつから開始されたかでお答えさせていただきますと、個人番号の情報連携が導入された平成 29 年からとなります。</p>
豊島委員長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 59 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>

	〔「異議なし」と発言する者あり〕
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 59 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 65 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
佐藤委員	いつ組合から連絡があり、このようにすることになったのか、お尋ねいたします。
職員課長	岐阜県市町村会館組合から令和 7 年 7 月 29 日付け発出文書の、「本組合の解散及び財産処分に関する協議等について」の依頼文書にて依頼がありました。
藤川委員	岐阜県市町村会館組合がこれまでに担っていた役割についてお聞かせください。
職員課長	<p>岐阜県市町村会館組合は地方自治法第 284 条の規定による一部事務組合で、県全市町村をもって組織する特別地方公共団体でございます。</p> <p>昭和 30 年に設立され、岐阜市司町に岐阜県市町村会館を建設し、市町村関係団体の事務所等として管理運営を行っていました。平成 6 年に建物の老朽化等により会館建物を取り壊し、以降は同年、岐阜県が新たに建設しました岐阜県民ふれあい会館の 13 階を借り受け、入居費等を支払う事務と軽自動車税の申告に関する事務を行ってきました。</p>
藤川委員	<p>この岐阜県市町村会館組合のほか、本市が構成自治体となっている団体はいくつありますでしょうか。</p> <p>また、どのような団体でしょうか。</p>
職員課長	岐阜県市町村会館組合のほか、羽島市が加入している地方自治法第 284 条の規定による一部事務組合は 4 団体となります。その団体は、岐阜羽島衛生施設組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、岐阜地域児童発達支援センター組合、岐阜県後期高齢者医療広域連合でございます。
豊島委員長	ほかに質疑はありませんか。
	〔発言する者なし〕

豊島委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 65 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と発言する者あり〕</p>
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 65 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 66 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
佐藤委員	<p>市町村会館組合を解散することになった理由と、否決された場合にどうなるのかについて、また、「仮称 岐阜県軽自動車税務共同処理協議会」は特別地方公共団体としての一部事務組合として別途設立する方向になるのかについて、お尋ねいたします。</p>
職員課長	<p>岐阜県市町村会館組合及び岐阜県市町村職員退職手当組合の事務につきましては、岐阜県町村会の 2 つの一部事務組合に属する職員が相互に移動しながら、おのおの所管する事務を処理しておりました。</p> <p>これまで議会を要する 2 つの一部事務組合が併存することで、内容を同じくする各種規程の制定改廃をする必要があるなど、事務効率の面で問題が生じておりましたことから、会館組合が所管する事務を整理し、会館組合を解散するものでございます。</p> <p>本議案が否決された場合についてですが、羽島市が岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議をすることができなくなるため、県下全市町村において規約の変更ができなくなることとなります。</p> <p>最後に、「仮称 岐阜県軽自動車税務共同処理協議会」につきましては、一部事務組合ではない任意の協議会として組織されるものでございます。</p> <p>解散に伴う事業の承継について、羽島市の負担金割合と、この解散に伴う分配金についてお聞かせください。</p>

職員課長	羽島市の負担金割合は約 3 %でございます。分配額については、令和 6 年度末現在の財政調整積立基金金額で計算しますと約 150 万円が見込まれます。
豊島委員長	ほかに質疑はありませんか。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 66 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と発言する者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 66 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に議第 67 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
佐藤委員	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の現状と、減少後の数はいかがでしょうか。 また、構成団体から 1 団体を削った後の元の組合の退職手当の扱いについて、お尋ねいたします。
職員課長	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数につきましては、現状が 61 団体、減少後は 60 団体となるものでございます。 今回の改正により減少する岐阜県市町村会館組合に解散時に在職する職員につきましては、同じく岐阜県市町村会が事務局を持ちます岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐこととなります。 退職手当につきましても期間を通算する取扱いとなり、退職時には市町村会館組合の期間を通算した退職手当が退職手当組合から支給されるものでございます。
豊島委員長	ほかに質疑はありませんか。

	〔発言する者なし〕
豊島委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 67 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>
	〔「異議なし」と発言する者あり〕
豊島委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 67 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 71 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
佐藤委員	<p>建物が解体された更地の状態のことであれば、宅地ではなく現況は雑種地と言えるのではないでしょうか。</p> <p>また、購入前後の土地開発基金の残高の状況について伺います。</p> <p>土地開発公社ではなく市として購入すると判断した根拠は何でしょうか。</p> <p>利活用の案が決まっていないのに、なぜ購入すると判断をされたのでしょうか。</p> <p>購入する土地は、どんなことに使えるのでしょうか。例えば予定地からは離れておりますが、LRT の車両基地として使うような余地はあるのでしょうか。</p> <p>市として基金で購入するのに、さらに一般会計による買戻しをするというのはどのような行為を指しているのでしょうか。</p>
総合政策課長	<p>該当する土地は登記簿の地目が宅地であるため、議案に関しては宅地として説明しております。</p> <p>続きまして 2 つ目の質問です。購入前の土地開発基金の残高は 1 億 5,000 万円です。購入後は当該基金残高として、土地取得価格 1 億 200 万円と土地代金支払い後の残余の現金 4,800 万円を合わせた 1 億 5,000 万円が引き続き基金残高として計上されます。</p> <p>一般会計等による買戻しまでの期間は、当該基金の一部を土地として保有することになります。</p>

藤川委員	<p>続きまして3つ目の質問になります。市土地開発公社は現状、手元現金が枯渇しているため、土地購入に際して民間金融機関等から融資が必要ですが、償還資金もないため、利息負担も含め一般会計からの継続的な財政措置が必要となります。</p> <p>また、仮に融資を受けない場合には、契約時までに市から公社への資金の拠出が必要となります。</p> <p>しかしながら、公社が支払う償還金や一般会計から公社への拠出金には、国等の交付金や起債などの財政面で有利な外部資金が活用できません。</p> <p>このため、今回の土地購入に土地開発公社を介在させる意義は乏しいものと考えております。</p> <p>続きまして4つ目の質問になります。当該土地は、農業振興地域内の大規模な一団の非農用地であることから、利活用の方針は確定していないものの、市南部地域の活性化に資する土地利用を図ることを目的として購入するものでございます。</p> <p>現在、当該土地は市街化調整区域に位置しており、市が購入せず民間事業者が利活用する際は、建物の建設を伴う開発は厳しく制限されており、場合によっては周辺環境と調和しない利活用がなされることも懸念されます。</p> <p>なお、岐阜県が公表しているLRTの構想では、想定されるルートに羽島市南部地域は含まれておりませんが、LRT車両基地については、軌道法に基づく施設になる場合、もしくは県が設置する施設であった場合は建築可能と考えられます。</p> <p>ただし、最終判断は許可権者の岐阜県が行うこととなります。</p> <p>続きまして5つ目の質問です。一般会計による買戻しについてですが、土地の取得段階においては、代金を一般会計の予算に計上する手続きをとらず、基金により土地を取得しておきます。</p> <p>その後、利用方策が決定した後に、一般会計に予算を計上し、基金から買い取る手続きを取ります。</p> <p>また、取得財産を活用した利用目的に応じて、買い戻しの時点で国等の交付金あるいは有利な起債などの活用が見込める場合もございます。その際には、当該財源を買い戻しにかかる支出の充当財源としてあわせて予算化することとなります。</p> <p>用地は市南部地域の活性化に資する用途に利用していく</p>
------	---

総合政策課長	<p>との説明を受けましたが、現在のところ具体的な利用計画の立案には至ってないようです。</p> <p>今後のスケジュールとして具体的な利用計画はいつ頃までに立案していく予定でしょうか。</p>
近藤委員	<p>現時点において具体的な利活用の立案には至っておりませんが、今後早期に検討を進めてまいります。</p>
近藤委員	<p>旧かんぽの宿跡地につきまして、私も本会議でも閉鎖するという頃から10回ほど質問してまいりましたが、今回の議案で、購入目的は市南部地域の活性化事業用地ということで明確に書かれてあります。</p> <p>すでに議案質疑等で、一般質問等でも色々答弁されておりますが、地元の議員として、同じ質問になりますが再度質問させていただきますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>まず1問目は、旧かんぽの宿跡地の1億200万円で今回取得するということですが、再度単価の根拠について教えてください。</p>
総合政策課長	<p>旧かんぽの宿跡地の1041番の土地については、固定資産税標準宅地としており、当該土地の令和7年度の価格である1m²あたり1万2,870円を土地取得単価の根拠しております。</p> <p>この単価に土地の面積を乗じた金額から、土地の状況に応じた補正と杭等の撤去に要する実費控除をすることにより算定しております。</p> <p>土地の状況に応じた補正につきましては、国税庁評価基準等に基づき、土地の奥行きが長大であること、道路との高低差があり利用がしにくいこと、面積の規模が大きく買い手が限定されることを考慮し減額しております。また残置杭について、将来的に建築する際に支障となりうる部分の撤去費用、樹木の根部分の撤去費用等の実費相当額を減額しております。</p> <p>具体的な計算式としましては、単価1万2,870円×面積41,417.79m²から、土地の状況に応じた減額補正を行うと、約4億4,800万円となります。</p> <p>その後、杭や樹木の根部分の撤去費用等約3億4,600万円を控除すると1億200万円となります。このうち、杭残置による減額分は約3億1,200万円となります。</p>
近藤委員	<p>なかなか日本郵政株式会社と交渉が進まなかつたという</p>

	ことですが、交渉の経緯についてお聞かせください。
総合政策課長	<p>譲渡にかかる具体的な交渉は、令和元年12月に営業が終了した後、令和2年5月に日本郵政株式会社から財産処分に向け市との交渉を優先していただけたことなど、処分にあたっての考え方について説明をいただきました。</p> <p>以降、老朽化した既存建物、宿泊棟、体育館の取扱、基礎杭撤去の有無など、市への譲渡に向けた条件内容について双方で慎重に協議検討を重ねてきました。</p> <p>この度、諸条件の協議が整いましたので、本市議会定例会に土地の取得に関する議案を提出したところです。</p>
近藤委員	<p>議会で問題になっている点の一つですが、旧庁舎の場合は3,000万円ぐらい追加して基礎杭を抜きました。今回は40mぐらいの杭が相当数入っていて、あの付近は軟弱地盤ですが、なぜ旧かんぽの宿跡地については杭抜きをしなかったかということをお聞かせください。</p>
総合政策課長	<p>旧かんぽの宿跡地については、杭長が10mから40m程度と長く、500本を超える物量を考慮すれば、基礎杭を撤去することで敷地周辺を含む地盤に影響が生じ、かつ流動化処理土による埋戻しでは地盤強度を十分に確保できないため、既存杭を撤去することは不適当と判断されるとされ、環境省通知で示された条件を満たす、存置して差し支えない工作物に相当すると日本郵政株式会社から説明を受けております。</p> <p>旧庁舎の基礎杭は、杭長6mから8m程度で強固な地盤に達しておらず、地盤の健全性維持、あるいは撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するものとは認められないため、全数撤去したものと思われます。</p>
近藤委員	<p>購入後の購入目的については、「当該土地周辺では新濃尾大橋の開通や国営木曽三川公園桜堤サブセンターの整備など、周辺環境に変化が見込まれる状況にある中、立地特性を活かし、市南部の活性化に資する利活用をするための土地のために取得する」というように書かれております。</p> <p>この関係も、地元住民の方は何に利用するかということに大変興味や心配をもっています。これから跡地利用については考えるということですが、跡地利用についてお聞かせください。</p>

総合政策課長	<p>現時点において具体的な利用計画の立案には至っておりませんが、当該土地の立地特性、地域ニーズ、市の財政状況等を考慮し、市南部地域の活性化に資するような土地の利活用方策について、国、県の公共施設誘致や民間による投資等を含め、幅広く検討してまいります。</p>
近藤委員	<p>跡地利用については、先日、本会議で松井市長が道の駅はだめだという趣旨の発言をしたと私は理解しております。例えば近隣、海津市の場合は南濃町と平田町にございますし、ほかにも合併の関係もあったかも分かりませんが、2つあるところもあります。</p> <p>やはり地域の活性化ということになると、そういったものに類するものとか、介護施設はもうすでにたくさんできていますので、そういったものは難しいかも分かりませんが、市内でも20年無償で、公共の土地を介護施設に貸しているなど、いろいろなことをされております。</p> <p>頭からこういうのはだめだということではなく、いろいろな提案を聞いて、前向きに跡地利用を考えていきたいと思います。</p> <p>今年も暑い時期に雨も降りましたので、相当草が生えてきています。ちょうど旧かんぽの宿跡地と羽島温泉の間に用水がありまして、そこも相当草が生えて、おそらく年間5、6回ほど除草作業をやらないと、あれだけの敷地に雑草や木が繁茂すると思います。</p> <p>購入された後、近隣にご迷惑をかけないように雑草、木の管理をしっかりととしていただくよう要望して質疑を終わります。</p>
豊島委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p>[発言する者なし]</p> <p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p> <p>討論を終わります。採決を行います。議第71号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>[「異議なし」と発言する者あり]</p>

	<p>ご異議なしと認め、議第 71 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 72 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
佐藤委員	<p>一般競争入札の進捗について詳細にご説明ください。</p> <p>また、今回工事をしたら何年程度使う予定なのでしょうか。</p> <p>5月に入札不調になったとのことですが、どのような状況でどのようなことになったのか、詳細にご説明ください。</p>
管財課長	<p>私からは一般競争入札の進捗に関するご質問にご答弁申し上げます。7月15日に一般競争入札に関する参加要件やスケジュールなどの公告を行いまして、同月30日までを参加申請及び質疑提出の期限として入札を進めました。</p> <p>その結果、3者からの参加申請がございまして、その参加者から質疑の提出がありましたので、8月6日に質疑の回答を行いました。</p> <p>その後、同月19日に入札の締め切り、翌日の20日に開札した結果、2社が応札、1社が辞退となりました。</p> <p>落札候補者から提出されました書類審査を経て、落札候補者を落札者として決定し、8月21日に仮契約を締結しております。</p>
救急指令課長	<p>私からは質問の2点目、3点目についてお答えさせていただきます。</p> <p>まず、工事をしたら何年程度使う予定にしているかについてですが、新しい指令施設につきましては、現行の指令施設と同様に概ね10年程度の使用を見込んでおります。通信機器や情報処理システムは技術革新の進展が早く、また、メーカーの部品供給や保守対応期間も概ね10年程度であるため、適切な運用と計画的な更新の観点からもこの期間を目安とすることが妥当と考えております。</p> <p>続いて3点目の5月の入札不調になった理由についてですが、前回の入札では3者から申し込みがありましたが、その3者全てが辞退したことにより不調となりました。不調の主な要因は、指令台の更新が全国的に増加していることにより、技術者や部品の需要が急激に増加したため、物的な供給がひっ迫し、工期内の納入が困難と判断されたことが挙げられます。</p>

原委員 救急指令課長 豊島委員長	<p>前回の入札不調のことでしたが、今回の議案上程にあたり何か改善策を立てられたのか、お聞かせください。</p> <p>前回の主な不調理由が工期によるものであったことから、今回工期を延長しております。これに伴い設計額が増加することから、若干の仕様変更を行い、増加を抑制いたしました。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>[発言する者なし]</p> <p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p> <p>討論を終わります。採決を行います。議第 72 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>[「異議なし」と発言する者あり]</p> <p>ご異議なしと認め、議第 72 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。これをもって総務委員会を終了いたします。ここで執行部は退席していただいて結構です。</p> <p>[執行部退席]</p> <p>【委員会閉会＝午後 2 時 7 分】</p> <p>【協議会開会＝午後 2 時 8 分】</p> <p>豊島委員長 続いて協議会を開催いたします。総務委員会の行政視察について確認し報告をいたします。当委員会の行政視察先は、山口県宇部市で「審議会委員と市管理職の女性比率向上について」、大分県別府市で「デジタルファースト推進計画について」、山口県光市で「避難所について」であります。それぞれ個別のことについてはすでに各委員に配付及び</p>
------------------------	---

連絡してあるとおりであります。

日程につきましては、11月5日から7日にかけて実施することといたしておりますので、よろしくお願ひします。

なお、あわせて本市の状況についての勉強会を9月30日午後1時20分から、視察テーマの所管課職員にお越しただくように事務局から連絡をしていただいております。そこで勉強を積んでから行政視察を行いたいと思っております。

また、皆さんには配付済みですが、行政視察先には視察の項目のポイントも事務局から送付をいただいておりますので、それぞれご確認をいただき、あわせて9月30日の勉強会の参考にしていただきたいと思っております。

なお、執行部との勉強会につきましては、入替えを含めて部局ごとに30分を予定しておりますので、時間的なご協力をよろしくお願ひいたします。

この後、何か協議することがありましたら、勉強会でお会いしますので、そのときに。

さらに、10月29日午前10時から、委員だけで直前の勉強会を開催します。最終的な先方への視察項目、行程等について、説明と確認をしたいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

以上で協議会を終わります。

【協議会閉会＝午後2時14分】